

\* 提出先は、農林課へお願い致します。

山田

長島

1,各筆明細

記入例 第1 利用権設定(経営受委託,移転及び転貸を除く)関係

耕作者,所有者,委員名 東一郎

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A) 耕作者				(住所) 長島町浦底278番地 電話 88-0x0x				(氏名) 山田 太郎 (45歳) 経営面積 20,000 m <sup>2</sup>										
	利用権の設定をする者の氏名又は名称及び住所(B) 所有者				(住所) 長島町指江1234番地 電話 090-xxxxx				(氏名) 長島 茂雄 (65歳) 経営面積 15,000 m <sup>2</sup>										
利用権を設定する土地(C)					設定する利用権(D)					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)	新規再設定区分	農用地区域	通作距離 自宅からの距離を記入する	利用権を設定する土地の(B)以外の権限者(F)					
大字	字	地番	現況地目	面積 m <sup>2</sup>	利用権の種類	内容	始期 公告日より	期間	借賃 10a当/円					借賃の 支払方法	氏名	権原の種類	同意印	備考	
浦底	五社先	2623	田	150	賃貸借	水稻		5年間	15,000	現金	賃借権	新・再	内・外	1Km					
〃	〃	2680-1	田	1,500	〃	〃		5年間	粃2袋	物納	〃	新・再	内・外	1Km					
〃	〃	2681-2	田	1,000	使用貸借	〃		5年間			使用貸借権	新・再	内・外	2Km					
〃	〃	2682-1	田	500	〃	〃		5年間			〃	新・再	内・外	2Km					
〃	タキ下	2585-1	畑	1,200	賃貸借	普通畑		10年間	15,000	振込	賃借権	新・再	内・外	0.5Km					
〃	〃	2585-14	畑	300	〃	〃		10年間	15,000	現金	〃	新・再	内・外	0.5Km					
小計			田	3,150	※賃貸借の場合は必ず期間及び金額を記入すること。														
			畑	1,500	地番が仮地番の場合は仮地番の入った当該地籍図を添付すること。														
合計				4,650															
この計画に同意する。利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者				住所				氏名		同意印		住所				氏名		同意印	

2,共通事項=別紙のとおり

3,利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

同じ面積を記入

現在耕作している面積

整理番号1	氏名又は名称	山田 太郎	性別	男	農作業従事日数	200日~250日	1.認定農業者 2.認定新規就農者	該当・非該当			
利用権の設定等を受ける土地の面積(A) m <sup>2</sup>	農地	4,650	主たる経営作物 (C)	世帯員(構成員)数及び雇用労働力の状況(D)			家畜の飼養状況(E)		農機具の所有の状況(F)		
	採草放牧地			世帯員(構成員)	農業従事者(うち15歳以上60歳未満の者)		雇用者年間数	種類	数量	種類	数量
	その他			男 2人	農業従事者 4人(2人)		2人	繁殖牛	10	トラクター	1
				女 2人	補助者	主農業者 人(人)				バインダー	1
					従農業者 人(人)	80日			田植機	1	

(別紙)

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる利用権設定は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (10) 農地を適正に利用しない場合

乙が農地を適正に利用しなければ、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を取り消し、公告します(事前に市町村長は勧告できる)。

### (11) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。